

多子世帯負担軽減助成金のご案内

【ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）をご利用の方】

対象者

葛飾区のベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）を利用しており、同一世帯で2人以上の児童を養育している保護者

対象経費

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）における令和5年10月以降の第2子以降の利用料（150円×利用時間数）

※一時預かりベビーシッター利用支援事業の利用に伴って発生した保育料の助成は対象外です。

対象期間

令和5年10月以降における葛飾区でアカウント発行の申請を受付けた日から利用約款第11条(利用の終了)に記載する事由による失効日まで。

助成額・助成方法

月額33,000円上限で、申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

提出書類

- ① 葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【多子世帯負担軽減】
- ② 事業者が発行した領収書（利用日時及び保育料の支払いがわかるもの。領収書で利用日時及び利用料が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）
- ③ 別紙利用内訳書
- ④ 支払金口座の通帳の写し

申請期限等（令和5年度）

利用月	最終申請受付締切日	決定通知・振込時期	提出先
令和5年10月 ～ 令和6年3月	令和6年 4月12日（金） 必着	5月中旬頃決定通知 5月下旬～6月上旬 振込	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター 利用支援事業担当 ※郵送又はご持参ください。

※既に利用が終了している場合は、締切りに関わらず速やかに提出してください。

※領収書の発行情形等により締切りに間に合わない場合は、事前に子育て応援係にご相談ください。

注意事項

- ・申請書類は葛飾区ホームページ
トップページ>子育て・教育>保育>ベビーシッター利用支援事業>添付ファイル
からダウンロード又は葛飾区役所（401 子育て支援窓口）で受け取ってください。
- ・申請書と添付書類はホチキスで止めてください。止められない場合は封筒に入れるなど、ばらばらにならないようにしてください。
※領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。
- ・領収書で利用料の支払いが明記されていない場合は、対象経費に含まれません。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

葛飾区 子育て応援課 子育て応援係
ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03（5654）6357（直通）又は
03（3695）1111 内線 2542